

令和5年度宮城県中小企業等再起支援事業(二次募集)  
一者見積理由書

令和 年 月 日

事業者名: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_

本事業の書類提出にあたっては、1件あたり100万円(税込)を超える発注、50万円(税抜)未満の中古品の購入がある場合には、二者以上から見積書を徴することとされていますが、下記の理由により一者のみから見積書を徴しました。

記

- 1 発注した業務 (例)〇〇工事
- 2 一者見積とした理由(当てはまるものに)

過去の施工等(システム開発等を含む。)で用いたノウハウや図面等が必須であり、業者を変更することが困難である。

特殊な技術、技能、機器、知的財産権等を必要とする業務のため、対応できる業者が一者に限られる。

法令等により契約の相手方が特定されている。

複数の業者に見積を依頼したが新型コロナウイルス感染症又は、原油価格・物価高騰の影響等により辞退され、応じたのが一者のみであった。

その他(具体的に記入)

( )

※単に「相見積りをとるのを忘れていた」等の事由では、一者見積とするやむを得ない事由には該当せず、補助対象にできませんのでご留意願います。